

計画評価部会の報告について

1 計画評価部会の目的

東京都の自殺対策計画について評価・検証する。

2 開催日時

令和2年2月7日（金曜日）午後4時から午後5時30分まで

3 議事等

(1) 東京都の自殺の現状等について

- 自殺者数の推移（平成8年～30年）
- 自殺死亡率の推移（平成19年～30年）
- 自殺未遂歴の有無別自殺者の割合（平成30年）
- 自殺者の年齢構成（平成30年）
- 年代別死因（平成30年）
- 年代別自殺率（平成29年、平成30年）

【意見・質問等】

- ・冒頭で、各部会の報告をしていただくと、議論が深まると思うので、御検討をいただきたい。

(2) 東京都自殺総合対策計画の評価について

○主な取組状況について説明

SNS自殺相談の実施結果、小・中・高校生向けポケット相談メモ、職域向け自殺防止対策事業、緊急性を要するインターネット上の自殺予告に対する措置、SOSの出し方に関する教育の取組状況

【意見・質問等】

○SOSの出し方に関する教育

- ・SOSの出し方に関する教育の実施率と全生徒の内、何割が受講できているのか教えていただきたい。
(教育庁) 教材の活用の促進・周知を図っており、今後、調査等も検討している。
- ・実施率が分からないと評価できないので、調査実施に向けた検討をしていただきたい。
- ・SOSの出し方に関する教育について、私立学校はどうしているのか。
(事務局) 私立学校の所管である生活文化局では、文部科学省や庁内関係局からの通知を踏まえ、都内私立学校に対し、SOSの出し方に関する教育や自殺予防について取り組んでいただくよう働きかけている。

- ・長野県では、私立学校に通っている子供が外れるということがあってはならないので、私立学校に対しては、より丁寧にアプローチを行っている。

○緊急性を要するインターネット上の自殺予告に対する措置

- ・インターネット上の自殺予告に対する対応の中で、身元を特定して自殺防止に関わったケースなどは、警視庁管内でどれくらいあるのか教えていただきたい。
(警視庁) 全国の取扱件数について回答。プロバイダーに緊急照会をして回答を得られたものは328件。内訳は、既に自殺で亡くなっていた方が7名。自殺を図ったが命に別状がなかった方が12名。自殺のおそれがある本人を諭したり警察で保護した方が62名。いたずらや自殺のおそれがなかった方が209名。書き込み者が判明しなかったのは38名。

○こころといのちの相談支援 東京ネットワークの充実

- ・区市町村とメーリングリストを作って、情報共有をしている取組は、積極的に行っていたきたい。また、どれくらいの頻度で何回くらい、やり取りがあるのか、教えていただきたい。
(事務局) 都、区市町村、民間団体の取組やイベント等の情報を、月に1、2回程度提供している。また、区市町村連絡会を年3回程度開催し、国の情報、都の取組、区市町村の先進事例等を情報提供している。

(3) 区市町村における自殺対策計画の策定について

○区市町村における自殺対策計画の策定状況

- 港区(平成31年3月策定)、府中市(令和元年5月策定)、瑞穂町(令和2年3月策定予定)における策定状況について説明

【意見・質問等】

○区市町村の計画策定

- ・計画を策定していく上で、誤った表現を使わないよう、参考となる資料等の情報提供をしていただきたい。
(委員) 自殺総合対策推進支援センターが発行した「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」に考え方が整理されているので参考にできる。
- ・自殺対策計画が未策定の区市町村に対し、都はしっかり支援し、策定できないところは、何がネックになっているのか、どんな支援が必要なのかなどを確認し、国への要望につなげていただきたい。

(4) その他

【意見・質問等】

○質の評価

- ・量的な評価とともに、質の評価は欠かさずにやっていかなければならない。質をどのようによくしていくかということは大きな課題で、短い会議の中では出にくいと思うが、どのように扱っていったらいいか疑問に思いながら聞かせていただいた。

(事務局) 質の評価や発信した内容をどう受け止めるのかということ、しっかり考えなければならない。今後も皆さんの御意見を聞きながら、誤った伝わり方がないよう気を付けていきたいので、御協力をお願いしたい。

○自死遺族等を対象としたリーフレット (大切な人を突然亡くされた方へ)

- ・以前都では、リーフレット「大切な人を突然亡くされた方へ」を、監察医務院から御遺族の方たちに直接手渡すということ、全国に先駆けて行っていたが、今も行っているのか。

(事務局) 現在は、窓口でリーフレットを設置し、自由に手に取ってもらうようにしている。

○自殺企図者への対応

- ・警察で自殺企図者を保護した場合、家族がいれば家族に引き渡しているが、家族が引き取りを拒否する場合もある。警察では強制的に保護はできないので、家に送り届けたり、単独で帰宅させるしかないのだが、このような方を引き継ぎできるような部署があるといい。
- ・23条に乗せられない方は、ずっと以前から課題になっている。警察では24時間しか保護できないため、これらの方々のシェルターを作るというのは、国を挙げての課題である。全国で同様の課題があるので、考えていくべきもの。これは親会に上げていただき、都から国へと、声をあげていく必要がある。
- ・都の場合、自殺未遂者の支援の枠組みがあるので、それを警察の方に伝えるとともに、措置入院が難しい、家族にも引き渡すのが難しい自殺念慮者等を未遂者支援に引き継げるのであれば、対応の仕方を関係者が共有できるといい。